

「中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷」の判事団の皆様

私は人権法律基金（HRLF）で中国政策担当理事を務めます。始めに、草稿段階ですが私どもの調査結果をご報告します。次に、中国の法輪功遵守者およびそのほかの反体制派に対して行われている迫害行為全般に権限の範囲を拡げられる可能性もあるかと存じ、自己紹介させていただく次第です。

「人権法律基金」（HRLF）は2005年に人権侵害者を法廷で裁くために設立しました。主要な判例に基づき法的枠組みを強化し、クライアントが「正義」を体験し、自己の苦闘・勇気ある行動がより意義深いものとなることを可能とします。10年以上にわたり、HRLFは中国の宗教および反体制派のコミュニティを擁護してきました。米国での直接的な訴訟、さらにアルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、フランス、日本、ペルー、スペイン、英国、中国国内での国際的な提携を通して、大量虐殺・拷問・その他の人道に反する犯罪責任を追及しています。国内および治外法権での訴訟は、証拠を記録し、一般の認識を高め、クライアントに権利を与えています。今日に至るまで、下記のような多くの事例が訴訟に至っています。

原告「Zhangら」対 被告「中国反カルト世界連盟」:中国共産党の傘下にある米国内の機関による法輪功学習者に対する宗教を基盤とした攻撃の疑惑事例で、原告が略式判決の段階で、米国の優勢となる¹。

原告「Doe」対 被告「江沢民と陳奎元」:中国でのチベット仏教徒の迫害における被告（元中国元首とチベット自治区を管理する中共の主任）の役割に関する起訴を助ける。

原告「Doe」対 被告「劉淇」:法輪功学習者への拷問・任意の逮捕・拘束に対する元北京市長の責任を地裁が問う²。

「人権法律基金」（HRLF）の中国政策担当理事として、中国政府および中国共産党制度内での迫害のための機関の構造の調査、調査、報告を担当してきました。法輪功学習者からの告白から見出される、拷問によるイデオロギーの転向の役割に関して、数本の報告書を著述してきました。これらの拷問は、主に中国の治安機関が実行してきたものです。秘密結社である610弁公室³の運営、中国でのプロパガンダと洗脳の利用、法輪功学習者とその他の人々の迫害における政府司法部門の役割に関して研究してきました。これらの報告書は、ご要請いただければ提供します。

また、訴訟内容の一部および訴訟準備として、証拠を収集し分析してきました。一例として、国務院常務副総理・中共中央政治局常務委員の李嵐清、および中共中央政治局常務委員・中央政法委員会書記の羅幹に対する訴訟が挙げられます。この二人は、ゲシュタポのような治安機構610弁公室を運営するよう江沢民に指名されました。さらに、数百件に及ぶ、法輪功に対する統合された迫害の詳細を記した公式の機密文書に目を通しました。主な加害者、重要な命令系統、訴訟を起こしている犠牲者に対して特定の加害者が及ぼした影響などが文書に含まれます。ファイルの中には法輪功学習者や活動家が、自己の安全と自由を失う深刻なリスクを冒して、中国国内から送ったものもあります。この結果、多くの者は長い刑期で収監されています。中共は、特に法輪功に関して、閉ざされた扉の後ろで事を進めているため、これらの書類は私の仕事にとって大切な基盤であり、中国内外で書類を集めたものが追及されないように、手がかりを残さないように注意深く扱っています。

欧州議会の人権に関する小委員会、米国の中国問題に関する連邦議会・行政府委員会（CECC）、オンタリオ最高裁判所で、これらの問題の専門家として証言してまいりました。

1 311 F. Supp. 3d 514, 526 (E.D.N.Y. 2018).

2 349 F. Supp. 2d 1258 (N.D. Cal. 2004).

3 For a discussion of Office 610, see Exhibit A.

法輪功遵守者へのインタビュー、証言者の証言の見直し、迫害運動全体における主な加害者の多くの役割と行為に関する証拠などを含む、国外で訴訟および/もしくは協調した事例をもとに、貴法廷の調査草稿を支援するために下記の陳述を提出いたします。

1. 背後情報

中国共産党（以下「中共」）は、特定のグループに対して、数十年にわたる「闘争」運動を展開してきた。系統的に抑圧し、社会から排斥し、法的手続きのない様々な中共が支持する暴力行為に服従させることを特徴とする。特定グループを対象とする運動に関連付けた場合「闘争」は特別の意味を持つ⁴。迫害以外でも用いられるが、このような意味の柔軟性が、政治的抑圧を目的とする意味を損ねることはない。英語の *offensive* という言葉を例にとると、「侮辱的なコメント」と「暴力的な軍の攻撃」の両方を意味するが、その意味合いは内容から明瞭だ。同様に「闘争」という言葉も、中国で確立されている特定グループに対する弾圧と政治的な抑圧運動では、特殊な意味を持つようになった。「闘争」には、一般に下記のような過程が踏まれる。

特定グループを敵と定める決断は、常に中共の最高レベルで行われる。1957年の反右翼運動にみられた初期の抑圧が拡大されたものだ。この運動では、少なくとも55万人の右翼が標的にされた。1960年代から1970年代にかけての「文化大革命」、1980年代の「精神汚染」の弾圧、1989年の天安門広場での弾圧、1990年代から今日までの法輪功および他の宗教（現在進行中のチベットの仏教徒とウイグルのイスラム教徒に対する）弾圧を通して行われた。

このような決断の後、中共のメ公式ディアで、対象とされるグループが明確にされる。そして中共の傘下にある機関が、対象グループを「中共と人民の両者の敵である」と巧みに編み出した言葉でラベル付ける。中共の過度な嫌悪に満ちた表現が、弾圧開始のシグナルで、社会全体に浸透させていく。「闘争」という言葉はシグナルとして最も分かりやすい。「掲批」（暴き出して批判すること）や「転化」（イデオロギーの面から転向すること）も、中共が特定のグループとメンバーを、異例な攻撃・虐待するためによく用いられる言葉だ。

人民日報、中国中央電視台の夕方のニュース、中共のイデオロギーを伝える雑誌などの中国の主力メディアが、民衆を激昂させる言葉を流布し続け、指名されたグループが中共の敵であることを広く伝えていく。

「グループ」メンバーを認定し、取り囲み、任意に拘留し、肉体的・精神的な虐待を与えるために、特殊および一般の治安部隊が動員される。当局が理想とする目的は、いわゆる「敵」がグループとしてのアイデンティティーや信念を放棄し、対象グループの他メンバーを同じ方法で攻撃するために中共の部隊に加わることである。

ほぼ最終的な段階は、「転化」（イデオロギーの面から転向すること）と呼ばれる。「転化」を拒む個人は、さらに過酷な暴行と拷問を受ける。少なくとも、中共が法輪功を抑圧しようとする状況下での「転化」には、様々な強制手段を用いて対象グループのメンバーを「再教育」することを意味する。強制手段

⁴ While the word is also used in non-persecutory contexts, this semantic flexibility does not detract from its use for the purposes of political suppression campaigns. As a parallel, simply because the word “offensive” can be used to characterize either a hurtful comment or a violent military operation does not mean that it is unclear which is meant in any given context. Similarly, the term *douzheng* has acquired a specific meaning in the context of China’s established practice of crackdowns and political suppression campaigns against identified groups.

は、精神的なプレッシャーから、肉体的な虐待・拷問にまで及ぶ。この言葉が使われる状況は国外では異なるが、拷問・任意の拘留、メンバー擁護の手続きや中共による強制手段に対する法的確認の完全な欠如は、中共が率先して対象グループや個人を「転化」させようとする主な特徴である。

2. 拷問の普及

国際的にも中国でも、拷問は法的に禁止されていますが、反体制派に対する迫害運動において、拷問は中国共産党が選んだ「手法」である。中国共産党はその発足当初から、「規律」を損なうと思われるグループのメンバーに迫害運動を展開してきた。あらゆる社会層もしくは専門職（例：富裕な事業家、家主）、党への忠誠に反したと見なされる個々の黨員、さらには法輪功学習者、チベットの仏教徒、ウイグルのイスラム教徒の事例で見られるように宗教的な動きに至るまで、対象の幅広さは周知のことだ。上記およびその他の党が嫌悪するグループのメンバーは、拷問および中共の代理機関による他の形態での拷問を通して、これまで同様、今後もイデオロギーを転化させる対象であり続ける。これらの代理機関は、制定法、前例、政府の規制外・規制の上におり、その行為は免責されている。中国では法規制が明らかに欠如していることがこの大方の理由であり、特に政治的にデリケートな法輪功のような事例⁵はこれにあてはまる。

政治的にデリケートな反体制派の事例において、「犯罪行為」⁶の証拠として告白に常に依存しているため、拷問は特に幅広く用いられ、過酷である。強制して得られた告白は裁判で正当とみなされるため、裁判の前段階で特に拷問が普遍的に用いられる。強制立ち退きへの抗議で知られる活動家、叶国柱(イエ・グオジュウ)は、北京五輪の寸前に北京で強制立ち退きへの抗議デモを行う許可を申請したあと、刑期4年間を言い渡された。叶は、東城区の拘留所で、腕から天井に吊るされ、警官に何度も殴られた⁷。また、自己の「罪」を認めることを否定したため、清遠(チン・ユアン) 刑務所で繰り返し拷問された。

拷問の削減に関して弁護士はほとんど何もすることができない。多くの弁護士は「拷問に反対する条約」(中国も署名・批准⁸)に基づき、苦情を提出したり、拷問から逃れられるようにクライアントの権利を擁護しようと試みてきたが、弁護士自身が迫害の対象になっている。著名な例としては、中国の法曹界で卓越したメンバーであった高智晟、唐吉田、江天勇、李和平その他多くの弁護士が挙げられる。中国の反体制派を法的に擁護しようとしたことで、彼らは殴打、収監、脅迫、弁護士の資格剥奪、拷問、法律事務所の閉鎖に遭っている。

5 Indeed, after the establishment of the People's Republic of China and up through 1979, there was not even a criminal code, criminal procedure code, or comprehensive set of criminal laws and criminal procedure laws. Even now, twelve years after China's entry into the World Trade Organization in 2001, the Party used sham trials to appear as if to afford dissidents the due process rights they are routinely denied. Thus, as Amnesty International noted in its [4th periodic report Nov 2008], "the criminal justice system remains highly vulnerable to political interference. The police, procuratorate and courts are not independent and [deliberately kept] ... under the supervision of the Chinese Communist Party." See, e.g., Amnesty International, *Against The Law: Crackdown on China's Human Rights Lawyers Deepens*, June 2011, Index: ASA 17/018/2011. This lack of independence makes it impossible for torture victims and survivors to submit complaints with regard to allegations of torture without being subjected to persecutory retaliation that always includes torture.

6 Chinese Human Rights Defenders, *A Civil Report on China's Implementation of the United Nations Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, October 10, 2008, page 5.

7 Amnesty International, *Briefing for the Committee against Torture in advance of their consideration of China's fourth periodic report*, at page 3.

8 See, *supra*, *Against The Law: Crackdown on China's Human Rights Lawyers Deepens*.

3. 法輪功

中国での迫害の標的となっている中共が敏感に反応するグループである法輪功遵守者は、チベットの仏教徒や他の中共が敏感に反応するグループに対するものと同様の虐待（より過酷な事例も多くある）の対象である。中国当局は、漠然とあいまいに定義づけられた社会秩序もしくは国家安全に関連する中国の法律を政治的道具に利用して、反体制派を沈黙させ、信仰の自由を制約し続けている。法律顧問へのアクセス、ヒアリングの権利、陳情の自由などの基本的な法的手続きを取る権利は、中国での法輪功信者にも同様に否定されている⁹。

法輪功学習者を擁護する弁護士は、該当する司法部門と事例を話し合うことを強制され、うわべだけの正義を生み出すために法的制度を利用している虐待者である当局を積極的に助けるように強要される¹⁰。中国の弁護士は、党に従順な解決法を促進するために、当局を援助する義務がある。中国の法廷は法輪功信者を他よりより厳しく罰するように要請されている。また、法廷は、法輪功信者に代わって起訴された民事訴訟は全て退けるように要請されている。正当な法の手続き、その他の権利を抑制している¹¹。

中国で迫害を受けた法輪功信者数千人の報告書と証言は、「犯罪行為」の証拠としていかに当局が告白に依存しているかを示している。

著名な音楽家 Chen Gang は、法輪功を修めていたという理由だけで 18 ヶ月の強制労働所に入れられた。収監中、睡眠剥奪を受けた。目を閉じると看守に殴られ蹴られた。この睡眠剥奪は 15 日間続いたときがあった。また、警官が、高圧の電気棒数本を同時に用いて、体の繊細な部分（つまり頭・首・胸）に電気ショックを与えた。皮膚は黒く焼けた。また、警官は、10人以上の囚人に Chen 氏を殴るように命令し、あまりにもひどい殴打のため、顔の形が変わってしまった。また豚の四つ足を縛るように、両手を背中後ろで縛られ、首は背後の両足に縛られた。これら、そしてさらなる残虐行為は、Chen 氏が法輪功への信念を棄却するために警察が行ったもので、Chen 氏は拷問に耐えられず、折れた¹²。

「洗脳班」を通しての「転化」は、被害者を打ちのめしてしまう。しばしば拷問が用いられることは、ジェームズ・オウヤングのワシントン・ポストの記事（2001年8月5日）に例が示されている。一人の電子技師が、看守の命令で9日間、壁に向かって立たせられたあと、洗脳キャンプに送り込まれた¹³。かれは語る。「私の心身は衰弱した。法輪功を棄てた。今、警官と電気棒を見ると、嘔吐したくなる¹⁴」法輪功の学習者は、文書で信念を破棄し、録画されるまで、この洗脳クラスに残される。

9 See, e.g., Wang Bo's Defense: The Supreme Authority of the Constitution and Freedom of Belief, Li Heping, Li Xiongbing et al., The Epoch Times, March 27, 2007.

10 See, Statement of NYU Law Professor, Jerome Cohen, CECC Hearing: "Human Rights and Rule of Law in China," September 2006), available at: <http://www.cecc.gov/pages/hearings/2006/20060920/cohen.php>.

11 See Lu Botao's speech delivered at a meeting attended by heads of all Intermediate Courts in Guangdong Province on September 2, 1999 available at https://web.archive.org/web/20041214020535/http://www.gdcourts.gov.cn:80/fynj/1999/7/1/t20040816_5992.htm).

12 Testimony available upon request.

13 John Pomfret, Torture is Breaking Falun Gong, Washington Post, Aug. 5, 2001 at A01.

14 *Id.*

オーストラリアの法輪功信者ジェニファー・ゼンは、「告白」を拒否する者はさらに過酷な拷問に遭い、「告白」した者は他の法輪功信者に、当局側の者として名前を告げさせられる。多くの場合、拷問のため、イデオロギーの転向を奨励する立場に立たされる¹⁵。

これらの調査結果は、中国の情報源が直接、明慧ウェブサイトには報告している内容¹⁶と一致する。同サイトでは2010年に拷問を受け、名前の分かっている法輪功遵守者1680名を掲載しており、2009年から2013年にかけて最低でも7000人から8000人が拷問を受けたことを示唆する。中国の検閲環境でこのような事件を報告することは難しく、実際の数字はこれ以上であることに疑いの余地はなく、少なくとも数百万人に及ぶものと考えられる。これらの結果は、その他の人権擁護者や拷問に関する国連特別報告官からの報告書とも一致する¹⁷。2006年3月、マンフレッド・ノヴァク博士は、拷問は今も普及しているという調査結果を再確認した¹⁸。国連特別報告官ナイジェル・ロドリゲス卿は「法輪功メンバーということで、公な侮辱の対象となる ...多くは拷問もしくはひどい扱いを受けたことがあるという¹⁹」

米務省も同様に法輪功の遵守者が宗教的な信念を破棄させるために拷問が普及していることを記述している。米務省の2006年国別人権報告書²⁰では「学習者から法輪功を強制的に棄却させるために...政府は拷問を利用し続けたと記載されている。

米国のいくつかの法廷で、法輪功の遵守者への継続的で広域に使われている措置として拷問を指摘している。例えば、「アメリカ合衆国第7巡回区控訴裁判所」は、法輪功のメンバーであることは、中国に送還されたとき、迫害にあう恐れがあることが基盤となると明示している。特に「中国が法輪功の遵守者を迫害していることを米政府は認めており...中国政府が法輪功を根本から枝葉にまで、法輪功を撲滅しようと決意していることは不可解だが、否定はできない」²¹としている。

法輪功学習者が中国で拷問から開放される権利を剥奪する迫害運動の拡大において、中国の高官が責任を負っていることを、米国の法廷は認めている。HRLFが主導した事例「原告：Doe 被告：Liu」349 F.Supp.2d 1258, 1334 (N.D. Cal. 2004)では、法廷は下記のように判定している。

「中華人民共和国は、内密に権限を与えながらも、被告が引き起こし認可された人権侵害の申し立てを公には否定していると見受けられる。[原告の]人権拷問...残酷で非人間的で人格を落とす扱い ...[そして]任意の拘留から開放されるための人権を、被告 Liu と Xia は、各々、侵害した責任を負う。」

同様に「原告：Wei Yeら 被告：江沢民ら」383 F.3d 620 (7th Cir. 2004)では、

15 The documentary, Free China, is available upon request.

16 Minghui is considered and treated as a reliable source for factual information relating to the persecution of Falun Gong by major human rights organizations and governmental research agencies; information available upon request.

17 Manfred Nowak, "Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Mission to China," March 10, 2006, E/CN.4/2006/6/Add.6, pgs. 12-14

18 See March 10, 2006, "Mission to China" Report, available at http://ap.ohchr.org/documents/dpage_e.aspx?m=103. See also 2001 Report, United Nations Economic and Social Council, Commission on Human Rights Report, "Integration of the Human Rights of Women and the Gender Perspective: Violence Against Women," 57th Sess., E/CN.4/2001/73/Add.1 (13 February 2001) (reporting that Falun Gong practitioners are subjected to physical abuse, shocked with electric batons, including on the breasts and genitals of female practitioners, detained in solitary confinement and assigned intensive labor); 2001 Report of the Special Rapporteur of the UN, in issues of violence against women, Office of the High Commissioner on Human Rights, 57th Session, document number E/CN.4/2001/73/Add.1 at ¶¶ 15-16 (expressing grave concern at reported use of violence against women in China and in particular female Falun Gong practitioners (the vast majority of Falun Gong practitioners are women)).

19 UN Special Rapporteur, Sir Nigel Rodley, E/CN.4/2001/66, January 2001, at ¶¶ 237, 238, ¶ 246.

20 Available at <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78771.htm>.

21 See *lao v. Gonzales*, C.A. 7, 2005 (No. 04-1700).

「アメリカ合衆国第7巡回区控訴裁判所」が江沢民のもとで、申し立てられている広域にわたる拷問と虐待の被告の責任を肯定している。同裁判所は最終的に、国家首脳の免責を理由に本件を却下したが、原告の主張を支持する事実をいくつか見出している。「1999年6月10日、中共の機関の一部として、法輪功をコントロールするオフィスを江沢民主席が設置した。この設立日に因み、610弁公室として知られる。1999年7月、江沢民主席は法輪功を違法と発令した。この命令を受け、法輪功メンバーの大量の逮捕...拷問、「再教育」、殺害が始まった」²²

2008年7月15日、イスラエル・ラビニカル（ユダヤ教指導者の）評議会も、「山積する様々な証言や間接的な証拠に基づき...無実の法輪功学習者を拷問により殺害している数えきれない事例が存在する」と記述。スペイン、アルゼンチンでの控訴でも同様の結論に達している²³。

公的な第三者による報告書もさらにこの点を支持している。2006年、元・拷問に関する国連特別報告官のマンフレッド・ノーク氏が、使命を受けての中国訪問のあと中国での拷問があったとされる事例のうちの66%は、法輪功学習者の拷問に関わると報告している²⁴。さらに、ノーク氏は、電気棒による電撃、タバコの火による火傷、上水槽もしくは下水槽での水没、手錠を頭上に固定しての宙吊り、「タイガー・ベンチ」、治療と薬の否認などを、その他の拷問方法の一部として列記している²⁵。

中国遼寧省の明慧ネットの記者が、法輪功学習者に対して広く用いられてきた特定の拷問方法を要約している²⁶。これらの調査結果は、元・国連特別報告官によるこの問題に関する声明文と一致する。元・拷問に関する国連特別報告官ナイジェル・ロドリー氏は、2001年に法輪功学習者は「拷問もしくは虐待を受けているとされる」²⁷と報告している。

女性への暴行に関する特別報告官も、同様に、法輪功の女性学習者に対する暴行に対して懸念を表明している²⁸。アムネスティ・インターナショナルのような国際的なNGOによる調査結果は、法輪功への拷問について、さらに証拠を提供している。例えば、アムネスティ・インターナショナルは、自己の信念を貫こうとする法輪功学習者が、強制労働所で看守の命令により他の囚人から拷問を受けていることを報告している²⁹。

これらの調査結果も、HRLFの法輪功遵守者を対象とした彼らの受けた拷問に関するアンケート調査の回答のまとめ、および法的訴訟の準備段階で法輪功遵守者に面談したときの内容と一致する³⁰。

HRLFは臓器収奪の分野での専門知識には欠ける。しかし、弾圧を普及させる目標、自己の深い信念を棄却させ、党の「闘争」運動と同調させるために、拘束された法輪功遵守者のほぼ全てを拷問する事実を鑑みると、留置所で様々な臓器収奪の対象となった法輪功遵守者が、その前に過酷な拷問に遭っていないとするのは不自然な現象であろう。つまり、臓器収奪は、法輪功学習者を対象とする、現在も続く系統的な拷問の最終段階にあたるようだ。臓器収奪は、拷問同様に国際犯罪であり、人道に反する犯罪である。

22 Id. at 622.

23 Available upon request.

24 See footnote 3, supra.

25 Id. ¶ 46.

26 Minghui.org, is a news platform run by Falun Gong believers who investigate on-the-ground conditions especially from China.

27 Commission on Human Rights, Report of the Special Rapporteur, Sir Nigel Rodley, U.N. ESCOR, 57th Sess., UN Doc. E/CN.4/2001/66 (2001).

28 Commission on Human Rights, Report of the Special Rapporteur on violence against women, Yakin Erturk, U.N. ESCOR, 61st Sess., UN Doc. E/CN.4/2005/72/Add.1 (2005).

29 Amnesty International, Annual Report 2010, available at URL: <http://www.amnestyusa.org/research/reports/annual-report-china-2010>.

30 Available upon request.

さらに、迫害運動に大量虐殺が含まれることは、レスベス・ゼグヴェルド (Leisbeth Zegveld) 教授らが記述している。同教授は、法輪功遵守者に代わって苦情を提出した。この苦情を読むことは、臓器収奪行為そのものがいかに大量虐殺の定義に見合うか、そしてさらに大きな意味での大量虐殺の一部になるかを理解する上で役立つことと思う³¹。

この問題をご注視いただき感謝申し上げます。私ができることでしたら何でも提供したい所存です。2018年4月のウェイスティン名誉裁判官 (Honorable Judge Weinstein) による意見文を添付させていただきます。HRLF 常任理事のテリ・マーシュ博士から私の文書に含めるように依頼されたものです。同文書では、特に、法輪功の信念と実践は、「アメリカ合衆国第7巡回区控訴裁判所」が基準とする宗教の定義と一致することが書かれています。

敬具

人権法基金 ワシントン DC

イヤン・シア

³¹ Available upon request.